



国労西日本

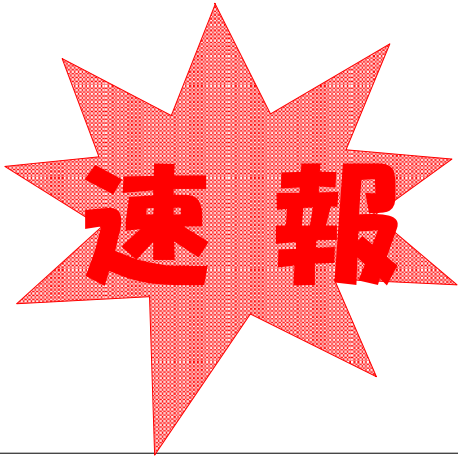
国労西日本本部

N0197

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

労働協約改訂交渉会社回答 仕事と家庭の両立支援！ 契約社員に購入券交付！



九月一三日、西日本会社は労働協約改定交渉の回答を行ってきました。冒頭会社側は、「八月二三日の第一回交渉から本日まで真摯な議論を重ねてきた。これまでの交渉を踏まえ、精一杯の判断として最終回答を提示する。世間の水準からみて相当高いレベルにあると認識しているが、より一層の働きがいの向上、仕事と家庭の両立を一層しやすくすることを大きな目標として、主に子育て・介護支援の観点等から制度の見直しを行う。趣旨を理解していただき今次交渉の結論が円満に得られるよう要望する。」とし回答を行った。組合側は、「この間議論を積み重ね、前進した面は評価するが、まだまだ要求とは大きな差はある。持ち帰り検討とする。」とした。

勤務制度の改正等について

一、短日数勤務制度の新設について

小学校三年生までの子を養育している社員の申出に基づき、会社が承認した場合に短日数勤務制度を適用する。ただし、同居の家族が常態としてその子を保育することができるところ等は除く。

具体的には、当該社員に対して、無給の「短日数指定日」を会社が一箇月(暦月)につき四日指定する。

*適用対象者

社員に適用する

*実施期日

平成二五年四月一日から適用する。

二、介護休職の適用回数

拡大について

介護休職の適用回数を拡大し、「同一の対象家族について、一の要介護状態ごとに一回」としているところ、「同一の対象家族について、一の要介護状態ごとに二回まで」とする。

*適用対象者

社員、シニア社員及び契約社員に適用する。

*実施期日

平成二四年一〇月一日以降の申出から適用する。

三、保存休暇の取扱いの変更について

保存休暇を使用する事由のうち、要介護状態の対象家族を介護する場合について、「各年度に五日以内」としているところ、「各年度に一〇日以内」を限度に付与することとする。

*適用対象者

社員及びシニア社員に適用する

*実施期日

平成二五年四月一日から適用する。

四、新幹線関係の乗務行路及び乗務割交番作成について

新幹線に乗務する動力車乗務員の一継続乗務時間の限度について、「四時間(純運転時間)」としているところ、「四時間」とする。

*適用対象者

社員及びシニア社員に適用する

*実施期日

新幹線に関わる次期ダイヤ改正実施日より開始する勤務から適用する。

保育施設との法人契約による子育て支援の試行実施について

一、実施内容

保育施設(JRキッズルーム)との法人契約により、社員が利用する枠を予め確保し、社員の子育てを支援する仕組みを試行的に実施する。なお、法人契約の対象となる店舗については、別に周知する。

二、適用対象者

社員に適用する。

三、実施期日

平成二五年四月一日からの利用開始を目的に株式会社ジェイアール西日本交通サービスと調整のうえ、試行的に実施する。

東日本大震災に関わるボランティア活動を対象とした

支援措置の延長について

一、実施内容

平成二三年五月一日から平成二四年九月三〇日までの特例措置として実施してきた東日本大震災に関わるボランティア活動への支援措置について、六ヶ月間延長して実施する。

二、支援内容

(1) 社会貢献活動支援基金により交通費等の一部を支給
※今回の延長実施期間において一人一回に限る。

(2) 乗車券(無賃)及び自由席特急券代用証を交付

(3) 保存休暇及びボランティア休暇の付与条件である年休取得条件を除外

(4) ボランティア保険の会社負担による一括加入

三、適用対象者

社員、シニア社員及び契約社員に適用する。

契約社員に対する購入券の交付について

一、実施内容

契約社員(但し、雇用契約上の所定労働時間が一週平均二〇時間以上ある者に限る。)に対して購入券を交付する。交付枚数は、勤続年数に応じた枚数(一年未満一〇枚、一年以上二〇枚)とする。

なお、契約社員に交付する購入券は、契約社員本人のみが使用できることとする。

二、実施期日

平成二五年四月一日とする。

「口頭説明」

①女性社員の運用について
妊産婦及び育児のための勤務制限措置の適用を受ける社員について、他の業務への転換を行う場合に柔軟な運用を今後実施していく。

②高年齢者雇用安定法改正への対応について
当社で法改正（原則希望者全員再雇用）に係るするのは、二年後の平成二六年八月の再雇用からであり、喫緊の課題とは認識していないが、対象者にとっては人生設計上の重要な要素となることから指針を踏まえ、可能な限り早く、再雇用の条件について提示する。

③ML層等に対する再雇用制度について
早期退職の募集を始める予定であるが、再雇用制度の最初の対象者でもあり、人生設計上の重要な問題でもあることから、できる限り早い時期に丁寧な説明を行っていく必要があると認識している。

④労働契約法の改正について
有期労働契約が五年を超えて反復更新された場合は、労働者の申し込みにより無期労働契約に転換となる法改正が公布された。法改正施行を目前に、仕組みを検討していく。

以上

各地方大会終わる
組織拡大を最重要課題として

各地で運動を強化

各地方本部の大会が終了しました。四、〇〇〇名組織を目指し、各機関が独創的な運動を展開していくことを意思統一しました。
各地方本部の新執行委員会は次のとおりです。団結を強め、ともに一年闘いぬきましよう！



地方本部	役職	氏名
岡山	執行委員長	後藤 利明
	執行副委員長	藤原 義久
	書記長	片岡 公夫
	執行委員	片岡 有宏
	執行委員	天野 伸行
	青年部長	勝田 哲也
	会計監査員	岡本 岩夫
会計監査員	西原 浩	

地方本部	役職	氏名
北陸	執行委員長	中村 一彦
	執行副委員長	南 昭義
	執行副委員長	藤野 能章
	書記長	後藤 通広
	執行委員	笹山 美津男
	執行委員	作内 嘉文
	執行委員	山田 輝男
	執行委員	大巻 道秋
	会計監査員	海野 由裕
会計監査員	東畑 志津男	

地方本部	役職	氏名
広島	執行委員長	佐々木 隆一
	執行副委員長	中野 健二
	書記長	徳永 聖
	執行委員	俵 浩己
	執行委員	長尾 保宏
	執行委員	
	青年部長	清水 良輔
	会計監査員	藤井 茂吉
	会計監査員	峰岡 敏夫

地方本部	役職	氏名
近畿	執行委員長	園 秀樹
	執行副委員長	佐藤 友治
	執行副委員長	平田 尚
	書記長	井戸 敏光
	執行委員	羽生 隆盛
	執行委員	中筋 一行
	執行委員	平野 清春
	執行委員	三好 浩之
	執行委員	山脇 浩志
	執行委員	永井 義信
	会計監査員	前田 三喜男
	会計監査員	森本 克則
	会計監査員	大谷 正巳
	青年部長	林 昭男
婦人部長	谷澤 由紀恵	
特別執行委員	居川 正仁	

地方本部	役職	氏名
米子	執行委員長	森口 朋美
	執行副委員長	三鴨 千寿
	執行副委員長	倉下 文明
	書記長	長尾 泰彦
	執行委員	森脇 準
	執行委員	中江 巧
	執行委員	浅井 浩二
	執行委員	安達 晴彦
	執行委員	岡田 幸司
	会計監査員	古市 勝美
	会計監査員	今岡 明
	会計監査員	中原 昭彦
	特別執行委員	小川 稔宏
	特別執行委員	出戸 健治

「がん」の保障	「生きる」を創る。Afiac																																							
<p>＜生きるためのがん保険Days(デイズ)＞</p> <p>保険期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢：0歳～80歳、スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合</p>	<p>◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在)</p> <p>生きるためのがん保険Days(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新)</p>																																							
<table border="1"> <tr> <td>初めて診断確定されたとき</td> <td>がんの場合</td> <td>一時金として 100万円</td> </tr> <tr> <td>診断給付金</td> <td>上皮内新生物の場合</td> <td>一時金として 10万円</td> </tr> <tr> <td>入院したとき</td> <td>入院給付金</td> <td>1日につき 10,000円</td> </tr> <tr> <td>通院したとき</td> <td>通院給付金</td> <td>1日につき 10,000円</td> </tr> <tr> <td>手術したとき</td> <td>手術治療給付金</td> <td>1回につき 20万円</td> </tr> <tr> <td>放射線治療を受けたとき</td> <td>放射線治療給付金</td> <td>1回につき 20万円</td> </tr> <tr> <td>抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)</td> <td>抗がん剤治療を受けた月ごとに1カ月</td> <td>10万円 (すべての保険期間を通じ通算600万円まで)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乳がん・前立腺がんのホルモン療法の際</td> <td>5万円</td> </tr> </table>	初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円	診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円	入院したとき	入院給付金	1日につき 10,000円	通院したとき	通院給付金	1日につき 10,000円	手術したとき	手術治療給付金	1回につき 20万円	放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき 20万円	抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療を受けた月ごとに1カ月	10万円 (すべての保険期間を通じ通算600万円まで)		乳がん・前立腺がんのホルモン療法の際	5万円	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>35歳</td> <td>45歳</td> <td>55歳</td> <td>65歳</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>3,656円</td> <td>5,608円</td> <td>9,360円</td> <td>15,190円</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>3,734円</td> <td>5,274円</td> <td>6,864円</td> <td>9,048円</td> </tr> </table> <p>＜抗がん剤治療特約＞の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。</p> <p>＜募集代理店＞ アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F</p> <p>＜引受保険会社＞ アフラック 東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種手続き コールセンター 0120-5555-95</p>		35歳	45歳	55歳	65歳	男性	3,656円	5,608円	9,360円	15,190円	女性	3,734円	5,274円	6,864円	9,048円
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円																																						
診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円																																						
入院したとき	入院給付金	1日につき 10,000円																																						
通院したとき	通院給付金	1日につき 10,000円																																						
手術したとき	手術治療給付金	1回につき 20万円																																						
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき 20万円																																						
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療を受けた月ごとに1カ月	10万円 (すべての保険期間を通じ通算600万円まで)																																						
	乳がん・前立腺がんのホルモン療法の際	5万円																																						
	35歳	45歳	55歳	65歳																																				
男性	3,656円	5,608円	9,360円	15,190円																																				
女性	3,734円	5,274円	6,864円	9,048円																																				
<p>訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)</p> <p>プレミアムサポート</p> <p>◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。</p>	<p>AF007-2011-0186 4月25日</p>																																							